

令和 7 年 9 月定例会

総 務 委 員 会 資 料

(総 務 部)

議案第95号 秋田市職員給与条例等の一部を改正する件

秋田市職員給与条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第24条（略） （寒冷地手当） 第25条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において<u>次に掲げる職員のいずれかに該当する職員</u>（次条において「支給対象職員」という。）に対して規則で定める日にこれを支給する。 <u>(1) 規則で定める地区に在勤する職員</u> <u>(2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し、又は居住する地区の寒冷および積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員</u> <u>ア 規則で定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員</u> <u>イ アに掲げる職員以外の職員のうち前号の規則で定める地区に居住する職員</u> 第25条の2～第27条の2（略） （単純労務職員の給与の種類および基準） 第27条の3（略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に支給される給与の種類は、当該各号に定めるものとする。 (1) 法第22条の4第1項の規定により雇用される単純労務職員 給料、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>寒冷地手当</u>、期末手当および勤勉手当 (2) （略） 3 （略） （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第27条の4 第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条および<u>第10条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 2 （略） 以下 （略）	第1条～第24条（略） （寒冷地手当） 第25条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日（次条において「基準日」という。）において<u>現在に在職する職員であつて常時勤務する者</u>（次条において「支給対象職員」という。）に対して規則で定める日にこれを支給する。 第25条の2～第27条の2（略） （単純労務職員の給与の種類および基準） 第27条の3（略） 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者に支給される給与の種類は、当該各号に定めるものとする。 (1) 法第22条の4第1項の規定により雇用される単純労務職員 給料、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当および勤勉手当 (2) （略） 3 （略） （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第27条の4 第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条、<u>第10条、第25条および第25条の2</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。 2 （略） 以下 （略）

秋田市公営企業職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正 案	現 行
第1条～第10条の2 （略） （寒冷地手当） 第11条 寒冷地手当は、別に定める者を除き、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において<u>次に掲げる職員のいずれかに該当する職員</u>に対して別に定める日にこれを支給する。 <u>(1) 別に定める地区に在勤する職員</u> <u>(2) 前号に掲げる職員以外の職員のうち勤務し、又は居住する地区の寒冷および積雪の度を考慮して同号に掲げる職員との権衡上必要があると認められるものとして次に掲げる職員</u> <u>ア 別に定める基準に適合すると認められる公署に在勤する職員</u> <u>イ アに掲げる職員以外の職員のうち前号の別に定める地区に居住する職員</u> 第12条～第17条 （略） （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第18条 第4条および第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には、適用しない。 2 （略） 第19条 （略）	第1条～第10条の2 （略） （寒冷地手当） 第11条 寒冷地手当は、別に定める者を除き、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において<u>現に在職する職員であって常時勤務する者</u>に対して別に定める日にこれを支給する。 第12条～第17条 （略） （定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外） 第18条 第4条、<u>第11条</u>および第14条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には、適用しない。 2 （略） 第19条 （略）

秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第37号）新旧対照表（第3条関係）

改 正 案	現 行
本則 （略） 附 則 1～7 （略） 8 秋田市職員給与条例第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条および<u>第10条</u>の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 9 （略） （秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 10 秋田市公営企業職員の給与に関する条例第4条および第14条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 11～15 （略）	本則 （略） 附 則 1～7 （略） 8 秋田市職員給与条例第4条第1項から第5項まで、第4条の3、第8条、<u>第10条、第25条および第25条の2</u>の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 9 （略） （秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置） 10 秋田市公営企業職員の給与に関する条例第4条、<u>第11条</u>および第14条の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。 11～15 （略）

議案第96号 秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項および第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項ならびに第19条第1項から第3項までおよび第5項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第22条 （略） （部分休業をすることができない職員） 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。<u>次条において同じ。</u>） （第1号部分休業の承認） 第24条 <u>育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>第1号部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間	(目的) 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項、第7条、第8条、第10条第1項および第2項、第14条、第15条、第17条、第18条第3項ならびに第19条第1項および第2項の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条～第22条 （略） （部分休業をすることができない職員） 第23条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) （略） (2) 勤務日の日数<u>および勤務日ごとの勤務時間</u>を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第24条 <u>部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。</u> 2 労働基準法第67条の規定による育児時間又は秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する<u>部分休業</u>の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が労働基準法第67条の規定による育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えな

を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(第2号部分休業の承認)

第24条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第24条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第24条の4 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第25条 職員が部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認を受けて勤務しない場合には、秋田市職員給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給す

い範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内)で行うものとする。

(部分休業をしている職員の給与の取扱い)

第25条 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、秋田市職員給与条例第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第21条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

る。	
2 (略)	2 (略)
<u>(部分休業の承認の取消事由)</u>	<u>(部分休業の取消事由)</u>
第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項	第26条 第14条の規定は、部分休業について準用する。
<u>変更をしたときとする。</u>	
以下 (略)	以下 (略)

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例等の一部
を改正する条例（令和4年秋田市条例第36号）新旧対照表（附則第3項関係）

改 正 案	現 行
本則 (略)	本則 (略)
附 則	附 則
1 (略)	1 (略)
(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)	(秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)
2 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号）附則第8項に規定する暫定再任用職員のうち、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、秋田市職員の育児休業等に関する条例第23条第2号に規定する <u>短時間勤務の職を占める職員</u> とみなして、 <u>同条例の規定を適用する。</u>	2 秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号）附則第8項に規定する暫定再任用職員のうち、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）は、 <u>第2条の規定による改正後の秋田市職員の育児休業等に関する条例（以下この項において「新育児休業条例」という。）</u> 第23条第2号に規定する <u>定年前提任用短時間勤務職員</u> とみなして、 <u>新育児休業条例の規定を適用する。</u>
3 (略)	3 (略)

議案第97号 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
第1条～第8条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までおよび第16条の2第2項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2および3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までおよび第16条の2第2項において同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態と	第1条～第8条 (略) (育児又は介護を行う職員の深夜勤務および時間外勤務の制限) 第8条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜における勤務をさせてはならない。 2および3 (略) 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定める者を含む。以下この項から第3項までにおいて同じ。)のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。))において常態として当該子を養育するこ

して当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

第8条の3～第14条 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者(第16条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2および3 (略)

第15条の2～第16条 (略)

(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)

第16条の2 任命権者は、秋田市職員の育児休業等に関する条例(平成4年秋田市条例第6号)第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員(以下この項において「申出職員」という。)に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置(次号において「出生時両立支援制度等」という。)その他の事項を知らせるための措置

(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出(以下

とができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第15条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項および前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

5 (略)

第8条の3～第14条 (略)

(介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2および3 (略)

第15条の2～第16条 (略)

「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

(3) 秋田市職員の育児休業等に関する条例第27条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

(2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第16条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第16条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) <u>前2号に掲げるもののほか、介護両立支援制度等に</u> <u>係る勤務環境の整備に関する措置</u> 第17条 (略) (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第18条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員および 任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等 については、第2条から<u>第16条まで</u>および<u>前条</u>の規定にか かわらず、その職務の性質等を考慮して、規則の定める 基準に従い、任命権者が定める。	第17条 (略) (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第18条 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員および 任期付短時間勤務職員を除く。）の勤務時間、休暇等 については、第2条から<u>前条まで</u>の規定にかかわらず、そ の職務の性質等を考慮して、規則の定める基準に従い、 任命権者が定める。
---	---